

岩手県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年8月30日

岩手県教育委員会

教育長 佐藤 博

岩手県教育委員会規則第6号

岩手県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則

岩手県教育職員免許状に関する規則（昭和30年岩手県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(免許状授与の申請)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 前項第4号に<u>規定する</u>書類の提出は、免許法施行規則第2条第1項の表の備考第9号、第4条第1項の表の備考第8号、第7条第1項の表の備考第4号又は第9条の表の備考第3号の規定に該当する者に限る。</p> <p>3 [略]</p> <p>4 [略]</p> <p>第9条 [略]</p>	<p>(免許状授与の申請)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 前項第4号に<u>掲げる</u>書類の提出は、免許法施行規則第2条第1項の表の備考第9号、第4条第1項の表の備考第8号、第7条第1項の表の備考第4号又は第9条の表の備考第3号の規定に該当する者に限る。</p> <p>3 <u>次に掲げる者が、再度当該免許状と同種の免許状の授与を申請する場合は、第1項各号（第3号、第4号及び第7号を除く。）に掲げるもののほか、当該効力を失った免許状（第3号に掲げる者にあつては、当該免許状の授与証明書）を提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律（令和4年法律第40号。以下「令和4年改正法」という。）第2条の規定による改正前の免許法第9条の規定による有効期間（令和4年改正法第2条の規定による改正前の免許法第9条の2第1項又は第5項の規定に基づき当該有効期間が更新され、又は延長された場合にあつては、当該更新又は延長後の有効期間）の満了により効力を失った普通免許状（岩手県教育委員会が授与したものに限る。以下この項において同じ。）を有している者</u></p> <p>(2) <u>教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号。以下「平成19年改正法」という。）附則第2条第5項の規定により効力を失った普通免許状を有している者</u></p> <p>(3) <u>平成19年改正法附則第2条第6項の規定により普通免許状を返納した者</u></p> <p>4 [略]</p> <p>5 [略]</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 前条第3項各号に掲げる者が、再度当該免許状と同種の免許状の授与を申請する場合は、前項各号（第3号を除く。）<u>に掲げるもののほか、当該効力を失った免許状（同条第3項</u></p>

(上級免許状、他教科の免許状等の検定申請)

第13条 [略]

2 教育職員免許法等の一部を改正する法律(昭和63年法律第106号)附則第10項の規定の適用を受ける者にあつては前項各号に掲げる書類のうち第4号に掲げる書類、免許法別表第4の規定の適用を受ける者にあつては第5号に掲げる書類の提出を要しない。

3 免許法別表第5の規定の適用を受ける者のうち、単位の修得を必要としない者にあつては、第1項第1号から第3号まで及び第6号から第9号までに掲げる書類並びに学校の修了証明書又は学士の学位を有することの証明書及び学業成績証明書を提出するものとする。

4 [略]

5 免許法施行規則第12条の規定の適用を受ける者にあつては、第1項各号に掲げる書類に、大学に3年在学し、かつ、93単位以上を修得したことの証明書を加えるものとする。

6 中学校教諭又は高等学校教諭の免許状の教育職員検定を申請する者にあつては、第1項各号に掲げる書類及び別に定める様式による教科に関する証明書を提出するものとする。

(特別支援学校の教員の普通免許状への新教育領域の追加の検定申請)

第14条 [略]

(外国において授与された免許状を有する者等の検定申請)

第15条 [略]

第3号に掲げる者にあつては、当該免許状の授与証明書)を提出しなければならない。

(上級免許状、他教科の免許状等の検定申請)

第13条 [略]

2 第8条第3項各号に掲げる者が、再度当該免許状と同種の免許状の検定を申請する場合は、前項各号(第5号及び第9号を除く。)に掲げるもののほか、当該効力を失った免許状(同条第3項第3号に掲げる者にあつては、当該免許状の授与証明書)を提出しなければならない。

3 教育職員免許法等の一部を改正する法律(昭和63年法律第106号)附則第10項の規定の適用を受ける者にあつては第1項第4号に掲げる書類、免許法別表第4の規定の適用を受ける者にあつては同項第5号に掲げる書類の提出を要しない。

4 免許法別表第5の規定の適用を受ける者のうち、単位の修得を必要としない者にあつては、第1項第1号から第3号まで及び第6号から第9号までに掲げる書類並びに学校の修了証明書又は学士の学位を有することの証明書及び学業成績証明書を提出するものとする。ただし、第2項に規定する場合は、学校の修了証明書又は学士の学位を有することの証明書及び学業成績証明書の提出を要しない。

5 [略]

6 免許法施行規則第12条の規定の適用を受ける者にあつては、第1項各号に掲げる書類に、大学に3年在学し、かつ、93単位以上を修得したことの証明書を加えるものとする。ただし、第2項に規定する場合は、この限りでない。

7 中学校教諭又は高等学校教諭の免許状の教育職員検定を申請する者にあつては、第1項各号に掲げる書類及び別に定める様式による教科に関する証明書を提出するものとする。ただし、第2項に規定する場合は、この限りでない。

(特別支援学校の教員の普通免許状への新教育領域の追加の検定申請)

第14条 [略]

2 第8条第3項各号に掲げる者が、再度当該免許状と同種の免許状の授与を受けた場合において、当該効力を失った免許状に追加して定められていた新教育領域と同一の新教育領域を追加して定めるための検定を申請するときは、前項第5号及び第9号に掲げる書類の提出を要しない。

(外国において授与された免許状を有する者等の検定申請)

第15条 [略]

<p>2 免許法第5条の2第3項の規定により、特別支援学校の教員の免許状に新教育領域を追加して定めるための教育職員検定を申請する者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。</p> <p>(1) 前条第1号から第3号まで及び第6号から第8号までに掲げる書類</p> <p>(2)・(3) [略]</p>	<p>2 第8条第3項各号に掲げる者が、再度当該免許状と同種の免許状の検定を申請する場合は、前項第1号に掲げるもののほか、当該効力を失った免許状（同条第3項第3号に掲げる者にあつては、当該免許状の授与証明書）を提出しなければならない。</p> <p>3 免許法第5条の2第3項の規定により、特別支援学校の教員の免許状に新教育領域を追加して定めるための教育職員検定を申請する者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。</p> <p>(1) 前条第1項第1号から第3号まで及び第6号から第8号までに掲げる書類</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>4 第8条第3項各号に掲げる者が、再度当該免許状と同種の免許状の授与を受けた場合において、当該効力を失った免許状に追加して定められていた新教育領域と同一の新教育領域を追加して定めるための検定を申請するときは、前項第2号に掲げる書類の提出を要しない。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の岩手県教育職員免許状に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後に行われる申請について適用し、同日前に行われた申請については、なお従前の例による。